

事業所承認規則

事業所承認規則

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 12 月 25 日 規則 第 125 号

2018 年 8 月 1 日 技術委員会 審議

ClassNK
一般財団法人 日本海事協会

「事業所承認規則」の一部を次のように改正する。

3 編 サービスの提供事業所に対する承認の要件

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

-1. 本編の規定は、次に掲げる事業所に対して適用する。

- (1) 板厚計測事業所
- (2) 水中検査事業所
- (3) 無線検査事業所
- (4) 航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の性能試験事業所
- (5) 消防設備及び呼吸具の検査及び整備事業所
- (6) 救命設備の整備事業所
- (7) 超音波による倉口蓋及びドア等の閉鎖装置の風雨密性試験事業所
- (8) 塗装システムの認定試験事業所（塗料メーカーにおいて、クロスオーバー試験を行う場合、当該塗料メーカーを含む）
- (9) 救命艇、進水装置、負荷離脱装置及び自動離脱フックの整備事業所
- (10) ロールオン・ロールオフ船のバウドア、スタンドア、サイドドア及び内扉の検査事業所
- (11) 低位置照明装置の輝度測定事業所
- (12) 一般非常警報装置及び船内通報装置の音圧レベル計測事業所
- (13) 騒音計測事業所
- (14) メンブレン方式の液化ガスばら積船における一次及び二次防壁のガス密レベルの検査事業所

(15) 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所

~~(156)~~ 前~~(1)~~から~~(145)~~以外の事業所

-2. 前-1.~~(1)~~から~~(145)~~に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本 3 編の該当規定にも適合しなければならない。

-3. 前-1.~~(156)~~に掲げる事業所は、1 編の規定によるほか、本会の適当と認める規定に適合しなければならない。

-4. 前-1.~~(1)~~から~~(145)~~に掲げる事業所にあつては、複数のサービスステーションが単一の会社に所有される場合には、1.2.5-6.から-9.に規定による場合を除き、事業所ごとに審査及び承認を受けなければならない。

1.1.3 用語

-4.を次のように改める。

-4. 「サービスの提供事業所」又は「事業所」とは、**IACS** に加盟する船級協会に雇用されていない人員又は会社であって、製造者、造船所、船主又は他のクライアントからの申込みに基づき、検査業務に従事し、船舶又は~~海底資源掘削船~~海洋構造物を対象とした計測、試験又は安全設備の保守等のサービスを提供するもの及び当該業種をいう。ここでいう、サービスとは、当該サービスの結果が、船級要件又は整備を含む法定要件への適合を判断するために使用されるものをいう。

2 章 板厚計測事業所

2.1 一般

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 適用

本章の規定は、以下の船舶を除いた船舶又は海洋構造物の構造部材の板厚計測を行う事業所に対して適用する。

- (1) 総トン数 500 トン未満の船舶であって、船級符号に “*Enhanced Survey Programme*” (略号 *ESP*) を付記しないもの
- (2) 漁船

3 章 水中検査事業所

3.1 一般

3.1.1 を次のように改める。

3.1.1 適用

本章の規定は、次に掲げる潜水士又は遠隔制御機器を用いた入渠又は上架に代わる方法としての水中検査又は水で満たされた区画の内部検査を行う事業所に対して適用する。

- (1) 船舶及び海洋構造物（洋上風力発電船を除く）
- (2) 規則 P 編 1.2.3(6)に規定する洋上風力発電船

3.2 品質システム

3.2.1 作業手順書

(7)として次の1号を加える。

- (7) 遠隔制御機器の操縦者が船舶に対する遠隔制御機器の位置及び方向を判定できるための方法及び装置

3.2.2 教育・訓練手順書

-1.を次のように改める。

-1. 1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には、少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得する為の手順を含めなければならない。

- (1) 水中における船体構造（プロペラ軸、プロペラ、舵等を含む）
- (2) 英文での船舶関連用語
- (3) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う水中での非破壊試験（水中検査事業所が非破壊試験を実施する場合）
- (4) プロペラ軸及び舵のベアリングすきま計測
- (5) 水中カメラ及び甲板上のテレビモニタの操作
- (6) 水中からの通信連絡
- (7) 板厚計測事業所の承認証書（水中での板厚計測を実施する場合）
- ~~(78)~~ その他水中検査に使用される機器
- ~~(89)~~ 水中検査に関する本会規則の要求

3.3 潜水土及び監督者

3.3.1 を次のように改める。

3.3.1 資格等

- 1. 水中検査を実施する潜水土、潜水監督者、遠隔制御機器の操縦者及び遠隔制御機器の監督者は、少なくとも 3.2.2-1.(1)から(89)の事項に関し、十分な知識を有していなければならない。
- 2. 水中検査を実施する潜水土は、潜水助手として1年以上の経験を有し、その間に10以上の船舶の水中検査の実施経験を有していなければならない。
- 3. 潜水監督者は、潜水土として2年以上の実務経験を有していなければならない。
- 4. 遠隔制御機器の操縦者は、1年以上の遠隔制御機器を用いた船舶の水中検査の実施経験を有していなければならない。
- 5. 遠隔制御機器の監督者は、遠隔制御機器の操縦者として2年以上の実務経験を有していなければならない。
- 46. ~~-1.~~ ~~から-35.~~にかかわらず、洋上風力発電船のみの水中検査を行う事業所の資格等にあっては、本会の適当と認めるところによる。

3.4 装置

3.4.1 装置

(7)を次のように改める。

水中検査に使用する装置として、事業者は次の(1)から(7)に掲げる装置を有しなければならない。

- (1) 照明装置付きの水中カラーテレビカメラ
- (2) 水中カメラ
- (3) 水中カメラと接続されたビデオレコーダ
- (4) 陸上要員と潜水土との通信連絡装置
- (5) 板厚計測、非破壊試験、すきま計測等に使用する装置
- (6) 船体を清掃する器具
- (7) 遠隔制御機器及び必要な場合はその制御装置又は制御プログラム(遠隔制御機器を使用する場合)

3.5 模擬試験

3.5.1 模擬試験

-2.を次のように改める。

- 2. 本会は、水中検査実施方法を確認できる~~ビデオテープ~~等映像データの提出があれば、実船での模擬試験を省略することがある。

16 章として次の 1 章を加える。

16 章 遠隔検査技術を用いた精密検査事業所

16.1 一般

16.1.1 適用

- 1. 本章の規定は、遠隔検査技術を用いた精密検査を行う事業所に対して適用する。
- 2. 遠隔制御機器を用いた水中での精密検査を行う事業所にあつては、本章の規定によるほか、3 章の規定にも適合しなければならない。

16.1.2 定義

- 1. 「精密検査」とは、構造の詳細部を目視検査するため、原則として手の届く範囲内に接近して行う検査をいう。
- 2. 「遠隔検査技術」とは、以下に掲げるものを用いて、検査員が直接近づくことなく、構造の任意の部分の検査を実施できる手段をいう。
 - (1) 無人航空機
 - (2) ドローン
 - (3) 無人ロボットアーム
 - (4) 遠隔制御機器
 - (5) 壁面走行ロボット
 - (6) その他本会が適当と認めるもの

16.2 品質システム

16.2.1 作業手順書

- 1. 事業所は、検査の計画、実施及び報告の方法、16.4 に規定する装置の操作方法、データの収集及び保存についての文書化した作業手順書及びガイドラインを有しなければならない。
- 2. 1.2.4 に規定する作業手順書及びガイドラインには、少なくとも次に掲げる事項についての記載がなければならない。
 - (1) 検査計画の準備（無人航空機を使用する場合の飛行計画を含む）
 - (2) 遠隔操作プラットフォームの操作
 - (3) 照明装置の操作
 - (4) データ収集装置の校正及び操作
 - (5) 技術者、プラットフォーム、検査員、船員及びサポートスタッフ又は乗組員との通信連絡
 - (6) 検査対象の構造を把握するための技術者へのガイダンス
 - (7) 遠隔操作プラットフォーム、データ収集装置、データ記録装置及びディスプレイ画面の保守に関するガイダンス
 - (8) データの収集及び検証に関する要件
 - (9) データの位置属性、検証及び保存に関する要件（データを保存する場合）

- (10) 検査及び修理に関する作業中に発見された欠陥及び損傷の記録を含む検査報告に関する要件

16.3 技術者及び監督者

16.3.1 教育, 訓練

1.2.2 に規定する教育・訓練手順書には, 少なくとも次に掲げる事項についての知識を習得する為の手順を含めなければならない。

- (1) 海洋関連用語
- (2) 該当する船種及び海洋構造物の構造 (内部構造を含む)
- (3) 遠隔検査装置及びその操作
- (4) 各船種の区画の検査計画 (無人航空機を使用する場合の飛行計画を含む)
- (5) 本会が適当と認める国際規格又は国家規格に従う板厚計測及び非破壊検査 (サービスの一部である場合)

16.3.2 資格等

- 1. 技術者は, 能力及び経験に関し, 次に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う試験の資格を有していること。
 - (2) 船舶又は海洋構造物の構造の検査を実施する助手として1年以上の経験を有し, その間に5回以上の実施経験を有すること。
- 2. 監督者は, 能力及び経験に関し, 次に掲げる要件に適合しなければならない。
 - (1) 本会が適当と認める国家規格又は国際規格に従う試験の資格を有していること。
 - (2) 船舶又は海洋構造物の構造の検査について, 技術者として2年以上の実務経験を有すること。

16.4 装置

16.4.1 装置

船舶及び海洋構造物の精密検査に使用する装置として, 事業者は次に掲げる装置を有しなければならない。

- (1) 閉囲区域で操縦可能なデータ収集装置を備えた遠隔操作プラットフォーム
- (2) 交換用バッテリーを含む, 検査を完了するために十分な容量を持つプラットフォームへの電力供給手段 (使用する場合)
- (3) ビデオ画像及び静止画像の両方を高解像度で取り込むことが可能なカメラを搭載できるデータ収集装置
- (4) 照明装置
- (5) 検査カメラからの高解像度の映像に対応する表示画面 (遠隔検査技術の一部である場合)
- (6) 通信手段
- (7) データ記録装置 (使用する場合)
- (8) 実施される作業に関連する板厚計測及び/又は非破壊検査を行うための装置 (サービスの一部である場合)

16.4.2 記録

事業所は、次に掲げる事項に関する資料及び記録を保管しなければならない。

- (1) 訓練記録
- (2) 技術者の法的及び規定上の証明書及びライセンス
- (3) 無人航空機、ロボット、データ収集装置及びデータ解析装置などの検査を実施するために必要な関連装置の機器登録
- (4) 装置のメンテナンスマニュアル及び記録又はログブック
- (5) 校正記録
- (6) 無人航空機又はロボットの操作ログブック

16.5 模擬試験

16.5.1 模擬試験

- 1. 本会検査員立会のもとで、実船により遠隔検査技術を用いた精密検査の模擬試験を行い、提出資料に記載されている精密検査ができることを確認しなければならない。
- 2. 本会は、精密検査実施方法を確認できる映像データの提出があれば、実船での模擬試験を省略することがある。

16.6 本会への報告

16.6.1 検査員による確認

事業所は、各作業について確認を受け、報告書に検査員の署名を受けなければならない。

附 則

1. この規則は、2019年1月1日から施行する。